

道警ヤジ排除訴訟・札幌地裁判決の骨子および要旨

2022年3月25日 札幌地方裁判所

| | |
|------------------|----------------|
| 1 事件番号等 | 令和元年（ワ）第2369号 |
| 2 国家賠償請求事件（第1事件） | 令和2年（ワ）第402号 |
| 3 国家賠償請求事件（第2事件） | 国家賠償請求事件（第2事件） |

の余を被告の負担とし、原告2と被告との間に
おいてはこれを6分し、その5を原告2の負担
とし、その余を被告の負担とする。」

6 判決の骨子

（注）「警職法」とは警察官職務執行法を指す。

| | |
|-------------|--|
| 4 判決日時 | 令和4年3月25日午前11時 805号法廷 |
| 5 判決主文 | 札幌地方裁判所 民事第5部合議係 廣瀬孝（裁判長）、河野文彦、佐藤克郎 |
| 6 判決の骨子 | （注）「警職法」とは警察官職務執行法を指す。 |
| 7 事実及び理由の要旨 | （1）事案の概要 |

○ 撮影されていた動画などの関係各証拠によれば、
当時、「生命若しくは身体」に危険を及ぼすおそ
れのある「危険な事態」にあつたとか（警職法4
条1項）、「犯罪がまさに行われよう」としてい
た（同法第5条）などとは認められず、警察官ら
の上記行為は適法な職務執行とはいえないの
であつて、これらの行為は違法である。

1 被告は、原告1に対し、33万円及びこれに対
する令和元年7月15日から支払い済みまで年5
分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告2に対し、55万円及びこれに対
する令和元年7月15日から支払い済みまで年5
分の割合による金員を支払え。

3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、原告1と被告との間においては
これを10分し、その9を原告1の負担とし、そ

○ 原告らの発言は、いささか上品さを欠くくらい
はあるものの、いずれも公共的・政治的事項に関
する表現行為であるところ、警察官らの上記行為
は、このような原告らの表現行為の内容ないし態
様が街頭演説の場にそぐわないものと判断して、
当該表現行為そのものを制限し、また制限しよう
としたものと推認される。

○ 本件証拠上、多くの場面において、「生命若
くは身体」に危険を及ぼすおそれのある「危険な
事態」にあつたとか（警職法4条1項）、「犯罪が

○ 表現の自由といえども無制限に保障されるもの
ではなく、公共の福祉による制限を受けるものであ
るが、被告からは、原告らの表現行為 자체が「関
係者らにおいて選挙活動をする自由」を侵害して
いるとか、「聴衆において街頭演説を聞く自由」
を侵害しているなどの主張も出でていない。

7 事実及び理由の要旨

（1）事案の概要

○ 本件は、原告らが、安倍内閣総理大臣・自由民
主党総裁（当時。以下「安倍総裁」という。）の
街頭演説に対し、路上等から「安倍辞めろ」、「増
税反対」などと声を上げたところ、警察官らに肩
や腕などをつかまれて移動させられたり、長時間
にわたって付きまとわれたりした。

○ 原告らは、街頭演説に対して「安倍辞めろ」、「増
税反対」などと声を上げたところ、警察官らに肩
や腕などをつかまれて移動させられたり、長時間
にわたって付きまとわれたりした。

○ 原告らの発言は、いささか上品さを欠くくらい
はあるものの、いずれも公共的・政治的事項に関
する表現行為であるところ、警察官らの上記行為
は、このような原告らの表現行為の内容ないし態
様が街頭演説の場にそぐわないものと判断して、
当該表現行為そのものを制限し、また制限しよう
としたものと推認される。

○ 本件証拠上、多くの場面において、「生命若
くは身体」に危険を及ぼすおそれのある「危険な
事態」にあつたとか（警職法4条1項）、「犯罪が

まさに行われようとしていた（同法5条）などということはできず、被告の主張を採用することはできないのであって、警察官らの行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法といわざるを得ない。

（注）違法と判断した警察官らの行為は、以下のとおり。なお、カッコ内は判決書での略称を示す。

・JR札幌駅前で最初に原告1の肩や腕をつかんで移動させた行為（本件行為1(1)

・札幌三越前で原告1の肩や腕をつかんで移動させた行為（本件行為1(3)

・JR札幌駅前で原告2の肩や腕をつかんで移動させた行為（本件行為2(1)

・原告2が札幌駅南口広場の南側に行かないよう、両腕に手を回すなどして引き留め制止した行為（本件行為2(2)のうち制止行為）

・原告2を札幌駅南口広場からTSUTAYA札幌駅西口店まで追従し、もつて付きまとった行為（本件行為2(2)のうち追従行為）

・原告2をTSUTAYA札幌駅西口店からTSUTAYA札幌大通点付近まで追従し、もつて付きまとった行為（本件行為2(3)のうち追従行為）

はずなのに、動画に全く録音されていないというのではなく自然といわざるを得ない。

そもそも、動画によれば、原告1が声を上げて、警察官らが動き出すまでにわずか数秒程度であります。実際に原告1の肩や腕をつかむまでも10秒程度であつて、そのわずかな間、原告1と聴衆との間で騒然となつたり、小競り合いが生じたりしたようにはうかがえない。

加えて、仮に警察官らにおいて、周囲の聴衆が原告1に危害を加えるおそれを感じ、もつて警職法4条1項の要件が充足されていると判断したのであれば、端的にそのような聴衆に警告したり、

聴衆と原告1との間に割つて入つたりするだけが原告2に危害を加えるおそれを感じ、もつて警職法4条1項の要件が充足されていると判断したの

そのようなことをせず、むしろ被害者であるはずの原告1の肩や腕をつかみ、強制的に移動させたものであつて、移動後に原告1を気遣つたり、原告1と聴衆との間の具体的なトラブルの有無を確認したりもしていない。

そして、他にも証拠上うかがわれる様々な事情を考慮し、警職法4条1項、5条の要件を充足するものということはできないとして、警察官らの行為は国家賠償法1条1項の適用上、違法と判断した。

○ 例えは、原告1が最初に肩や腕をつかまれて移動させられた場面において、被告は、周囲の聴衆から原告1への怒号が上がるなどして、いた旨を主張し、臨場した警察官もこれに沿う証言をしていました。

しかし、当時の動画上、原告1が声を上げてから、警察官らが原告1の肩や腕をつかむまでの間、警察官が証言したような「お前が帰れ」、「うるさい」などの発言は全く録音されていない。この点、「怒号」というからには相当程度の声量があつた

げたためにその肩や腕をつかんで移動させた、（2）周囲の聴衆が演説を聞けなくなるため、警察官らの行為は正当化される旨説明していたのであつた。

しかも、臨場した警察官は、証人尋問において、「周囲の聴衆が騒然と」なつて、いたなどとは証言していないし、撮影された動画をみても、騒然とした状態にあるようにはうかがわれない。

加えて、臨場した警察官は、原告2に「どうしたの」、「落ち着いて」などと声を掛けたと証言しているものの、動画にはそのような声は録音されていない。

そもそも、仮に警察官らにおいて、周囲の聴衆が原告2に危害を加えるおそれを感じ、もつて警職法4条1項の要件が充足されていると判断したのであれば、端的にそのような聴衆に警告したり、

聴衆と原告2との間に割つて入つたりするだけが原告2の肩や腕をつかみ、強制的に移動させたものであつて、原告2と聴衆との間の具体的なトラブルの有無を確認するよううかがわれる。しかしに警察官らは、そのようなことをせず、むしろ被害者であるはずの原告2の肩や腕をつかみ、強制的に移動させたものであつて、原告2と聴衆との間の具体的なトラブルの有無を確認したりもしていない。

結局のところ、動画を見る限りは、聴衆の大多数が演説に耳を傾けていたところ、原告2が1人で「増税反対」などと声を上げ始めたというにすぎない。そして、警察官らはそこからわずか数秒程度で動き出し、10秒程度で原告2の右手首付近をつかんで移動させようとしたのであつて、被告のいうような危険な事態にあつたとはおよそかがわらない。

しかし、警察官らは後に、原告2から「あそこで急にさ、取り押さえられて」と言われた際、「だつていきなり声上げたじゃーん」、「急に大声上げたじゃん」、「聞きたい人にとって、大声出されたら聞きたいこと聞けなくなつちやうつしょ、ね」などと発言し、もつて、（1）原告2が声を上げたためにその肩や腕をつかんで移動させた、（2）周囲の聴衆が演説を聞けなくなるため、警察官らの行為は正当化される旨説明していたのであつた。そして、他にも証拠上うかがわれる様々な事情を考慮し、警職法4条1項、5条の要件を充足するものということはできないとして、警察官らの行為は国家賠償法1条1項の適用上、違法と判断した。

(注) 他の行為の違法性については、判決書を直接参照されたい。

(3) 当裁判所の判断②—表現の自由

○ 主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともに、これらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもつて自己が正当と信ずるものを探用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としている。

○ 本件においてこれをみると、原告らはいずれも「安倍辞めろ」、「増税反対」などと声を上げていたところ、これらは、その対象者を呼び捨てににするなど、いささか上品さに欠けるきらいはあるものの、いずれも公共的・政治的事項に関する表現行為であることは論をまたない。

しかし、原告らは、このような表現行為を開始してわずか10秒程度で、警察官らによつて肩や腕をつかまれて移動させられ（原告1及び2）、また相当程度の距離及び時間にわたつて付きまとわれたものである（原告2）。そして、これまでみてきたとおり、これらの警察官らの行為が警職法4条1項、5条等の要件を充足する行為が警職法4条1項、5条等の要件を充足するとの主張をしているにすぎないし、しかも、これまでみてきたとおり、かかる主張はいずれも採用することができない。

念のために検討しても、原告らの表現行為の内容及び態様は、殊更に特定の人種又は民族に属する者に対する差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するようなものや、生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものではなく、選挙演説 자체を事実上不可能にさせるものでもないのであって、原告らの受けた制限が、公共の福祉による合理的で必要やむを得ないものであつたなどと解することは困難である。

わざないものと判断して、当該表現行為そのものを制限し、また制限しようとしたものと推認せざるを得ない。このことは、警察官ら自らが、原告1に対し、「演説してたから、それ邪魔しちゃだめだよ。」「選挙の自由妨害する。」などと発言し、また、原告2に対し、「だつていきなり声上げたじゃーん。」「急に大声上げたじゃん。」「聞きたこと聞けなくなっちゃうつしょ、ね。」などと発言していたことからも明らかである。

したがつて、警察官らの行為は、原告らの表現の自由を制限したものというべきである。

○ もつとも、表現の自由といえども無制限に保障されるものではなく、公共の福祉による合理的で必要やむを得ない程度の制限を受けるものである。

しかし、この点につき被告は、原告らの表現行為 자체が、例えは安倍総裁及びその関係者らの選挙活動をする自由を侵害しているとか、聴衆において街頭演説を聞く自由を侵害しているなどと、いつた特段の主張はしておらず、ただ警察官らの行為が警職法4条1項、5条等の要件を充足するとの主張をしているにすぎないし、しかも、これまでみてきたとおり、かかる主張はいずれも採用することができない。

念のために検討しても、原告らの表現行為の内容及び態様は、殊更に特定の人種又は民族に属する者に対する差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するようなものや、生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものではなく、選挙演説 자체を事実上不可能にさせるものでもないのであって、原告らの受けた制限が、公共の福祉による合理的で必要やむを得ないものであつたなどと解することは困難である。

(注) なお、原告2については、その主張に従い、警察官らによつて侵害されたものというべきである。

表現の自由に加えて、移動・行動の自由、名誉権及びプライバシー権をも侵害されたものと認めた。

また、これにより原告1は慰謝料30万円及び弁護士費用3万円（合計33万円）の損害を被り、原告2は慰謝料50万円及び弁護士費用5万円（合計55万円）の損害を被つたものと認定した。